

## 第4章 重点施策

計画の目標を達成するうえで、特に重要であると考えられる課題、優先的に取り組む必要のある施策を、次の5つとします。

森林等の水源かん養機能の向上・保全

水辺の多様な生態系の確保

生活系排水対策の推進

産業系排水対策の推進

大雨時の湾内へ流入するごみ対策の促進

1 森林等の水源かん養機能の向上・保全

- 森林の持つ機能の必要性を積極的に普及啓発します。
- 森林の持つ水源かん養機能を十分に発揮させるため、適正な森林管理を推進します。

2 水辺の多様な生態系の確保

- 多様な生態系や生物の多様性を維持することの必要性を積極的に普及啓発します。
- 公共事業における生物の生息環境の保全を図るための施策に努めます。

3 生活系排水対策の推進

- 公共下水道、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽による水洗化人口普及率が平成 30 年度までに 70%となるよう、計画的に推進します。
- 合併処理浄化槽の水質は、次のとおり水質管理目標値により指導します。

項目	浄化槽法による合併処理浄化槽の構造基準及び性能	本計画による排水水質管理目標値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	50 人槽以下	20 mg/l 以下
	51～500 人槽	60 mg/l 以下
	501 人槽以上	30 mg/l 以下

- 大船渡市では、環境にやさしい暮らしを实践する「エコライフ推進事業」を实践してきましたが、今後も、省エネやごみ減量、水質浄化などを实践してもらうための取組を实践し、環境にやさしい生活の定着化を図ります。

#### 4 産業系排水対策の推進

- 水質汚濁防止法及び岩手県公害防止条例に基づく規制対象施設については、大船渡保健福祉環境センターで定期的に立入検査を実施するほか、未規制施設（排水量が日量 50 m<sup>3</sup>未満）についても、環境保全協定の締結を推進し、随時、監視・指導にあたります。
- 環境保全協定の締結にあたっては、次のとおり規制対象施設及び未規制施設とも水質汚濁防止法による排水規制値より、さらに厳しい水質管理目標値により指導します。

項 目	水質汚濁防止法による 排水規制値	本計画による事業場 排水水質管理目標値
生物化学的酸素要求 量（BOD）	日間平均 120 mg/1 以下 最大 160 mg/1 以下	30 mg/1 以下
化学的酸素要求量 （COD）	日間平均 120 mg/1 以下 最大 160 mg/1 以下	30 mg/1 以下
窒 素 含 有 量	日間平均 60 mg/1 以下 最大 120 mg/1 以下	30 mg/1 以下
磷 含 有 量	日間平均 8 mg/1 以下 最大 16 mg/1 以下	4 mg/1 以下

#### 5 大雨時の湾内へ流入するごみ対策の促進

- 河川へのごみの不法投棄防止のためのパトロールを強化するとともに、住民への協力の呼びかけに努めます。
- 河川の草刈りや伐木、流木の処理等については、行政と地域住民が協力しながら取り組みます。
- 間伐材が河川へ流入しないよう関係者と協力して取り組みます。
- 湾内に流入し浮遊しているごみについては、県所有の清掃船「さんご丸」による回収をはじめ、関係機関が連携して回収、処理にあたります。
- 湾内に流入しているごみについては、港湾管理者、各施設管理者、大船渡市、地元関係者が協力して回収、処理にあたります。